

陳情第1号

動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情

(陳情の趣旨)

いちき串木野市において人間に棄てられた結果、野良猫と言われている事になった猫たちは地域において迷惑行動を続けています。人の家の敷地や畑に入っては排泄、また、発情による鳴き声やけんか等が騒音につながり、さらに、たくさんの子猫が生まれて地域中を歩くため車でひきそうになる、野良猫に無責任なエサやりをして野良猫は増えているなどの苦情も多く聞かれます。しかし、法に則り市や保健所は野良猫を捕獲する事はできません。

国は人と猫の共生を目指して動物愛護管理法を策定し、また鹿児島県においても鹿児島県動物愛護管理推進計画を策定して、動物との共生を進めています。

私たちは鹿児島県に動物愛護団体として登録している地域猫活動を行うボランティアとして活動しています。全国の各地では地域猫に対する不妊・去勢手術に対して助成制度があり、ボランティアとして野良猫を捕獲して地域猫として飼養しながら頭数制限を進めるために、不妊・去勢手術を施しています。

いちき串木野市においては、まだまだ地域猫活動の認知度も低く、正しく理解されていない事に心を痛めております。私たちは地域猫への不妊・去勢手術を施し、猫と人間の共生の取り組みを推進している渦中であります。

以上の理由で以下の点について市議会の皆さまのご理解を頂きたく、ここに陳情いたします。

1. 本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。
2. 地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めます。
3. 地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。

平成 31 年 2 月 13 日

陳情者 住所 いちき串木野市汐見町 83 番地
氏名 さつま・しっぽの会
副代表 大畑 敬子 他 2 名